

料金精算機 運用開始のお知らせ

従来、一般レーンにて係員が通行料金を徴収していましたが、**下記6料金所**へ料金精算機を導入し、お客さまご自身で操作していただきご精算いただく事となります。

※ご利用方法については、裏面をご覧ください。



変更

料金精算機とは？

- お客さまご自身で操作いただき、通行料金をお支払いいただく機械です。
- 操作パネルの表示及び音声案内に従って、お支払いください。

料金精算機の 運用開始日

設置工事が完了した料金所から、2021年度中に順次運用を開始していく予定です。

詳細な日程等スケジュールが決まり次第、ホームページ、チラシ、看板等でご案内させていただきます。



※無線通信により走行されるお客様はETCレーンをご利用ください。
 ※運用開始日は予定日です。変更する場合があります。



料金精算機ご利用方法

進入・停車

緑石にご注意のうえ、**車両を料金精算機の前で一旦停止してください。**

料金精算機操作パネル

- ① 通行券・ETCカード挿入口
- ② 硬貨投入口
- ③ 紙幣挿入口
- ④ お釣り・硬貨返却口
- ⑤ 領収書・利用証明書発行ボタン
- ⑥ 障がい者用係員呼出レバー
- ⑦ カメラ
- ⑧ 証明書投入口



左ハンドル車のお客さま



車両から降りずに係員呼出しボタンを押していただければ係員が対応いたします。



耳の不自由なお客さま

係員呼出レバー⑥を下げて、係員を呼出してください。機器横に設置されているマークをカメラ⑦にかざしてください。

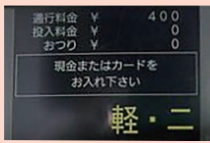
お支払

通行券をお持ちのお客さま

通行券を①に入れてください。



モニターで通行料金を確認してください。



現金は硬貨②・紙幣③・ETCカードは①へ入れてください。
※硬貨から先に投入ください。

お釣りをお受け取りください。
紙幣は③、硬貨は④

入口をETCで走行のお客さま

ETCカードを①に入れてください。



領収書または利用証明書が必要な時は、⑤の赤いボタンを押してください。

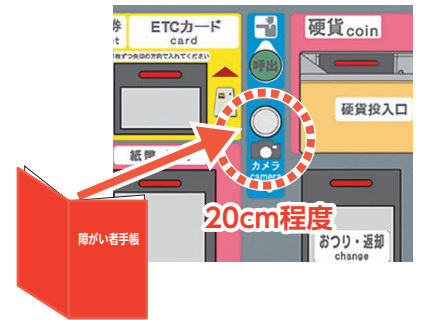


「障がい者割引」をご利用のお客さま

障がい者手帳を確認いたしますので、係員呼出しレバー⑥を下げて、係員を呼出してください。



係員の案内に従い障がい者手帳の登録記載部分を開いてカメラ⑦にかざしてください。



手帳の確認が終わりましたら、左図の**お支払**に従ってお支払ください。

発進

前方のバーが開いたことを確認して発進してください。